

平成23年度 随意契約の公表 (生涯学習部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成23年10月1日から平成24年3月31日までの随意契約
【生涯学習部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由
教育人事課	「全国市有物件災害共済会」学校園建物総合損害共済保険加入	平成23年10月1日	社団法人 全国市有物件災害共済会	大阪市北区中之島1-3-20	2,314,495	契約継続条件の影響等の理由により、競争入札が適しないもののため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
生涯学習スポーツ課	八尾市カード更新料対応業務委託契約	平成23年12月2日	日本電気(株)関西支社	大阪市中央区城見一丁目4番24号	1,050,000	プロポーザル方式による業者選定を行い、結果同社が最も優秀であると判断して、保守を含めて生涯学習施設予約・案内システムの導入を行った。この件に対する追加対応の契約であり、同社が最適と考えるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
生涯学習スポーツ課	八尾市生涯学習センターGHPエアコン室内外機洗浄	平成24年3月12日	近鉄ビルサービス(株)	大阪市大阪市天王寺区上本町六丁目5番13号	945,000	既存設備の整備であり、現状や構造・状況等を最も把握していること、関連機器に何らかの影響が発生した場合の対応等を考慮し、指定管理者のメンテナンス業者と契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
生涯学習スポーツ課	八尾市生涯学習センターガスヒートポンプエアコンオーバーホール	平成24年3月5日	近鉄ビルサービス(株)	大阪市大阪市天王寺区上本町六丁目5番13号	588,000	既存設備の整備であり、現状や構造・状況等を最も把握していること、関連機器に何らかの影響が発生した場合の対応等を考慮し、指定管理者のメンテナンス業者と契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
生涯学習スポーツ課	八尾市生涯学習センターファンコイル洗浄整備補修	平成24年3月1日	近鉄ビルサービス(株)	大阪市大阪市天王寺区上本町六丁目5番13号	1,341,000	既存設備の整備であり、現状や構造・状況等を最も把握していること、関連機器に何らかの影響が発生した場合の対応等を考慮し、指定管理者のメンテナンス業者と契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
生涯学習スポーツ課	八尾市生涯学習センター吸収冷温水機本体整備補修	平成24年3月1日	近鉄ビルサービス(株)	大阪市大阪市天王寺区上本町六丁目5番13号	1,929,900	既存設備の整備であり、現状や構造・状況等を最も把握していること、関連機器に何らかの影響が発生した場合の対応等を考慮し、指定管理者のメンテナンス業者と契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由
生涯学習スポーツ課	生涯学習センターウエルネスコーナー空調機及び便所改修に伴う電気設備工事	平成24年1月20日 (平成24年3月12日変更)	(株)川本電気工業	八尾市北本町二丁目12番36号	1,442,700	当初1,260,000円で工事の予定であったが、工事内容に変更が生じ、追加工事をおこなったため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第1号該当)
生涯学習スポーツ課	八尾市立屋内プール25mプール用水質モニター取替修理	平成24年2月16日	光伸(株)	大阪市中央区瓦屋町二丁目17番8号	1,079,400	施設利用者に不便のないよう緊急に修繕を行う必要があったため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当)
生涯学習スポーツ課	八尾市立屋内プール冷凍機運転操作盤モニター修繕	平成24年2月27日	川重冷熱工業(株)西日本支社	大阪市東淀川区東中島一丁目19番4号	4,200,000	施設利用者に不便のないよう緊急に修繕を行う必要があったため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当)
生涯学習スポーツ課	八尾市立屋内プール操作盤モニター6台取替工事	平成24年2月16日	光伸(株)	大阪市中央区瓦屋町二丁目17番8号	4,951,800	施設利用者に不便のないよう緊急に修繕を行う必要があったため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当)
生涯学習スポーツ課	女性教育推進事業会場使用料	平成23年11月4日	(公財) 八尾市文化振興事業団	八尾市光町二丁目40番地	542,560	2,000人を超える参加者・観覧者があり、交通の便が良く、多人数を収容できるホールが他にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
文化財課	旧植田家資料「陶磁器」調査業務	平成23年10月3日	財団法人八尾市文化財調査研究会	八尾市幸町四丁目58番地の2	2,003,400	同財団は、本市の外郭団体として、市域の文化の発展に寄与する文化財の調査・研究・活用等を行っており、専門性の高い本業務を遂行する上で適切であると考えられるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
文化財課	神宮寺(来迎寺) 墓地文化財調査業務	平成23年12月5日	財団法人八尾市文化財調査研究会	八尾市幸町四丁目58番地の2	1,997,100	同財団は、本市の外郭団体として、市域の文化財に対する高い専門性と文化財や歴史についての調査実績を有しており、本市の歴史の解明の一助となる本業務を遂行する上で適切であると考えられるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)